

生徒表彰規定細則

制定 平成 24 年 12 月 9 日

施行 平成 24 年 12 月 9 日

第 1 条 賞罰規定による当該年度卒業生対象表彰を次のように定める。

第 2 条 次の条項に該当するとき、理事会において審議のうえ表彰する。

- 1 当該年度に卒業するゴルフ部員で、各校の顧問より推薦があり、よくゴルフを理解し、熱心にこれを実践している者のうち、精神・技術とともに秀で、模範となるべき者であった場合、卒業年度対象表彰の候補とし、理事会の審議の上表彰する。
- 2 その候補者とは、学業成績優秀で（最新の評定平均が 3.8 以上かつ欠席日数 3 年間合計 20 日以内《欠席理由により考慮する》）、学校長および顧問が推薦する生徒のうち、①～③のいずれかに該当する選手とする。

① 全国高等学校ゴルフ選手権（団体戦）入賞の高等学校より 1 名。

② 在学中に次の決勝大会（個人戦）に入賞した者。

- ・全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会
- ・全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会

③ 日本高等学校・中学校ゴルフ連盟派遣国際大会出場選手

第 3 条 付則

第 2 条の条件を満たしている選手であっても、他団体競技の参加届等の連盟への報告義務を怠った選手については、表彰対象とはならない。